

原規防収第 121227022 号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻原子炉施設核物質防護規定の変更承認に関する意見の聴取について

国立大学法人東京大学 学長 濱田 純一から、平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日付け東大安環第 2 0 2 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 2 第 1 項の規定及び第 7 6 条の規定に基づき核物質防護規定の変更承認の申請がありましたので、同法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226011 号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

京都大学原子炉実験所原子炉施設核物質防護規定の変更承認
に関する意見の聴取について

国立大学法人京都大学 総長 松本 紘から、平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日付け 2 4 京大施
環安二第 1 4 1 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 4 3 条の 2 第 1 項の規定及び第 7 6 条の規定に基づき核物質
防護規定の変更承認の申請がありましたので、同法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき貴委員
会の意見を求めます。

原規防収第121219002号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所原子炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

学校法人近畿大学 理事長 世耕 弘成から、平成24年12月19日付け近大原研発第1927号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121226007号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月26日付け24原機（科保）077をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121226007号

平成25年2月5日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月26日付け24原機（科保）077をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121226005 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）077 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226005 号

平成 25 年 2 月 5 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）077 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121226003 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）075 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226003 号

平成 25 年 2 月 5 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）原子
炉施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）075 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121218002号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所原子炉（臨界実験装置）NCA施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から、平成24年12月18日付け東総第24-05号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121218002号

平成25年2月5日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所原子炉（臨界実験装置）NCA施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から、平成24年12月18日付け東総第24-05号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121227021 号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻使用施設等核物質防護規定
の変更承認に関する意見の聴取について

国立大学法人東京大学 学長 濱田 純一から、平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日付け東大安環
第 2 0 1 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2
年法律第 1 6 6 号）第 5 7 条の 2 第 1 項の規定及び第 7 6 条の規定に基づき核物質防護規
定の変更承認の申請がありましたので、同法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意
見を求めます。

原規防収第121227020号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東京大学大学院工学系研究科原子力国際専攻共同施設核物質防護規定の変更
承認に関する意見の聴取について

国立大学法人東京大学 総長 濱田 純一から、2012年12月27日付け東大安環
第200号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32
年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更承認の申請
がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121228001 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

国立大学法人東京工業大学原子炉工学研究所核物質防護規定の変更承認に関する意見の聴取について

国立大学法人東京工業大学 学長 三島 良直から、平成 24 年 12 月 28 日付け東工大研第 4-11 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更承認の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226012 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

京都大学原子炉実験所使用施設等核物質防護規定の変更承認に関する意見の
聴取について

国立大学法人京都大学 総長 松本 紘から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 京大施
環安二第 142 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭
和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項及び第 76 条の規定に基づき核物質防護規
定の変更承認の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意
見を求めます。

原規防収第121219003号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

学校法人近畿大学原子力研究所核燃料物質使用施設核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

学校法人近畿大学 理事長 世耕 弘成から、平成24年12月19日付け近大原研発第1928号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121221001 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核物質防護規定の
変更認可に関する意見の聴取について

公益財団法人核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から、平成 24 年 12 月 21 日
付け 24 核管六第 069 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の
変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を
求めます。

原規防収第 121221001 号

平成 25 年 2 月 5 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター核物質防護規定の
変更認可に関する意見の聴取について

公益財団法人核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から、平成 24 年 12 月 21 日
付け 24 核管六第 069 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する
法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の
変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴庁の意見を求め
ます。

原規防収第121116003号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

公益財団法人核物質管理センター 会長 松浦 祥次郎から、平成24年11月16日付け24核管東第209号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121226008号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月26日付け24原機（科保）078をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121226008号

平成25年2月5日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究
所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月26日付け24原機（科保）078をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121226009 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル
工学研究所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（サ保）058 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226006 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）078 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226006 号

平成 25 年 2 月 5 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）078 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121226004 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）076 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121226004 号

平成 25 年 2 月 5 日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）核燃料物質使用施設等核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成 24 年 12 月 26 日付け 24 原機（大安）076 をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第121226010号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之から、平成24年12月26日付け24原機（峠環）005をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121207008 号

平成 25 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

独立行政法人産業技術総合研究所つくば中央第二事業所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

独立行政法人産業技術総合研究所 理事長 野間口 有から、平成 24 年 12 月 7 日付け第 88200100-A-20121207-001 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 57 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121204006号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社東海事業所核物質防護規定の変更認可に関する意見の
聴取について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から、平成24年12月4日付け東業
第12002号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和
32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の
申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121213003号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

原子燃料工業株式会社熊取事業所核物質防護規定の変更認可に関する意見の
聴取について

原子燃料工業株式会社 取締役社長 松本 晋介から、平成24年12月13日付け熊原第12190号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121207001号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

日本核燃料開発株式会社核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴取について

日本核燃料開発株式会社 代表取締役社長 成瀬 克彦から、平成24年12月7日付けNFD発第2415号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第 121129004 号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

ニュークリア・デベロップメント株式会社核物質防護規定の変更認可に
関する意見の聴取について

ニュークリア・デベロップメント株式会社 取締役社長 田村 仁から、平成 2 4 年
1 1 月 2 9 日付け N D C 管第 2 5 1 号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規
制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 5 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質
防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき貴委員
会の意見を求めます。

原規防収第121218001号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（核燃料物質使用施設）の変更認可に関する意見の聴取について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から、平成24年12月18日付け東総第24-04号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121218001号

平成25年2月5日

海上保安庁長官 殿

原子力規制委員会

株式会社東芝原子力技術研究所核物質防護規定（核燃料物質使用施設）の変更認可に関する意見の聴取について

株式会社東芝 代表執行役社長 佐々木 則夫から、平成24年12月18日付け東総第24-04号をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴庁の意見を求めます。

原規防収第 121211002 号

平成 2 5 年 2 月 5 日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

東芝電子管デバイス株式会社核物質防護規定の変更認可に関する
意見の聴取について

東芝電子管デバイス株式会社 代表取締役社長 柳川 隆から、平成 2 4 年 1 2 月 1 1
日付け核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6
号）第 5 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたの
で、同法第 7 2 条第 1 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

原規防収第121220001号

平成25年2月5日

国家公安委員会 殿

原子力規制委員会

三菱電機株式会社通信機製作所核物質防護規定の変更認可に関する意見の聴
取について

三菱電機株式会社 執行役社長 山西 健一郎から、平成24年12月20日付けR-N-X-0119をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第57条の2第1項の規定に基づき核物質防護規定の変更認可の申請がありましたので、同法第72条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。